

令和3年5月改訂版

美容師実技試験第1課題
カッティング審査マニュアル

美容師実技試験部会

審査マニュアルの考え方について

第1 審査の基本的な考え方

1 採点方式

美容の基礎的技術であるカット技術について、受験者の習熟度を、作品の仕上がり状態で判定します。

具体的には、作業を行う前に使用する用具類等の規格適合状況を審査し、作業終了後には作品の完成度を観察し、基礎的技術の評価基準に応じてその良否を「○」又は「×」で評価します。

2 判定基準

審査をする上で最も重要なことは、受験者が基礎的技術をいかに身に付け習熟しているかを、作品の完成度から見極めることです。

養成課程修了者として備えるべき美容の基礎的技術が十分に習熟されている場合は、マークシートの○の欄に、達していない場合はマークシートの×の欄にそれぞれマークすることとします。

第2 審査マニュアル

審査事項ごとの審査のポイント及び×の対象は次のとおりです。

第1部 準備時間前の審査

審査番号1 モデルウィッグ規格適合状況（50点）

【ポイント】

☆ 標準仕様適合シール貼付の有無を確認します。

【×の対象】

- 標準仕様適合シールが貼られていない。

審査番号2 モデルウィッグに対する禁止事項の有無（50点）

【ポイント】

☆ モデルウィッグに対する禁止事項又は事前処理の有無を審査します。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

- 作業の目安となるもしくはそのおそれのあるマーキングがある。
- 毛髪が濡れている又は化粧品等が塗布されている。
- 毛髪の一部がカットされている。

第2部 準備時間中の審査

審査番号3 カット技術用用具類の有無及び規格（50点）

【ポイント】

☆ 第1課題カット技術で使用する全ての用具類（衛生用具類を除く）の品目、数量及び規格適合状況を審査します。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

- カット技術で使用する用具類の品目又は数量が不足している。
- カット技術で使用する用具類の規格に適合していない用具類が机に出ている。
- カット技術で使用する用具類として定められていない用具類が机に出ている。

第3部 作業終了後の審査

審査番号4 仕上がり状態

【ポイント】

☆ 未完成部分の有無及び仕上がり状態について審査します。

【×の対象】

- 4-1) 明白な切り残しの毛髪がある。（50点）
- 4-2) モデルウィッグの顔面拭き取りが不十分なため、毛髪や水滴が付着している。（10点）
- 4-3) ダックカールクリップが除去されていない。（10点）

【留意事項】

○ ダックカールクリップが頭髪に残っていた場合の審査は審査項目4-3)で「×」とし、ダックカールクリップを外したりせず、審査ができる範囲で審査を行い、確認ができない箇所の審査項目は該当する審査項目で「×」とします。

審査番号5 毛髪の長さ（50点）

【ポイント】

☆ スタイル構成の要となるフロント、もみあげ及びネープの毛髪の長さが許容範囲内であることを確認します。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- フロントの長さが6cmより2cm以上過不足している。
- もみあげの長さが10cmより2cm以上過不足している。
- ネープの長さが10cmより2cm以上過不足している。

【留意事項】

○ 計測は、毛髪の長さが明らかに許容範囲を超えていると思われる場合のみ実施します。

審査番号6 ヘムラインのつながり（20点）

【ポイント】

☆ ヘムラインのつながりを審査します。

【×の対象】

- ヘムラインのいずれかの部分に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある。

【留意事項】

○ ヘムラインの審査では、イヤツイーヤーパートで分けた顔面側をフロントとし、後頭部側をネープとします。

審査番号7 カットライン(切り口)のつながり

【ポイント】

- ☆ フロントからネープ、トップからサイド及びトップからバックサイドのパネルのカットラインのつながり並びにカットラインから出た長い毛髪の有無を審査します。

【×の対象】

- 7-(1) フロントからネープまでの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある。(30点)
- 7-(2) トップからサイドの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある。(20点)
- 7-(3) トップからバックサイドの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある。(20点)

【留意事項】

- パネルの幅は約2cmとし、中心が地肌から90度となるように引き出します。

審査番号8 左右シンメトリー

【ポイント】

- ☆ サイド及びバックサイドの左右対称を審査します。

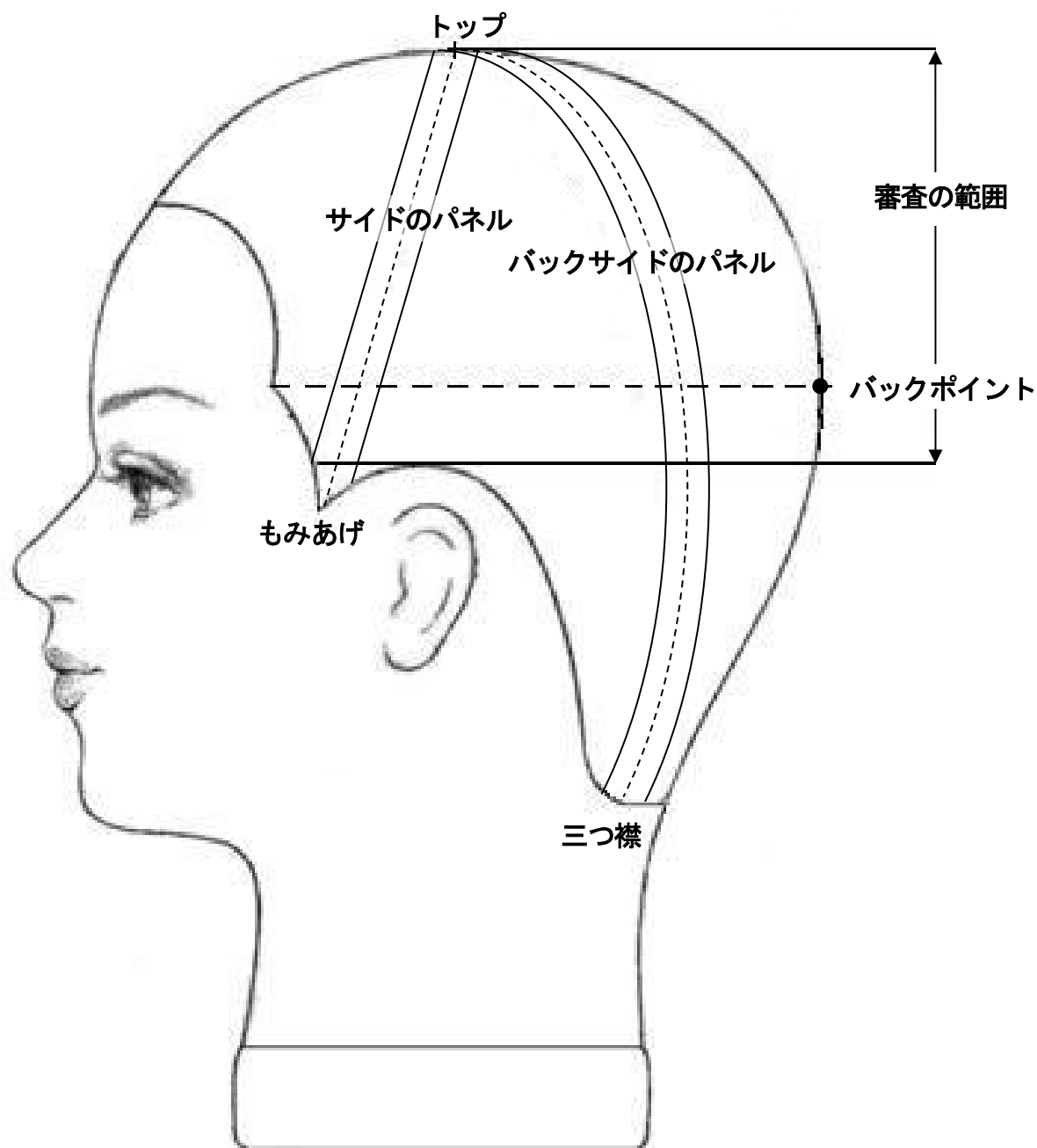
【×の対象】

- 8-(1) サイドが左右シンメトリーでない。(20点)
- 8-(2) バックサイドが左右シンメトリーでない。(20点)

【留意事項】

- パネルの幅は約2cmとし、中心が地肌から90度となるように引き出すこと。
- サイド及びバックサイドのパネルは、どちらもハチ回り(セイムレングスで引き出せる範囲)までとします。

【サイドとバックサイドのパネルを引き出す位置と審査の範囲】



【留意点】

- サイドのパネルは、トップからもみあげまでを分けとること。
- バックサイドのパネルは、トップから三つ襟(ネープの生え際の両端)まで分けとること。
- パネルの幅は約2cmとする。
- 審査の範囲は、トップから左右の耳上部生え際を結ぶ線までとする。